

「門真市自治基本条例(素案)」パブリックコメント結果

- 1 意見募集期間：平成24年6月1日(金)から同年6月28日(木)まで
- 2 閲覧場所：公民協働課、市ホームページ、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、図書館、門真市民プラザ、公民館
- 3 受付した意見等の件数：26件
- 4 意見に対する考え方：検討の結果、素案の文言の修正はしませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

	関連 条項	意見の概要	意見等に対する考え方
1	第2条 第1号	<p>市政に参加・参画できる範囲、すなわち市の行政に直接介入し政治を動かすことのできる「市民」の範囲が、市内に生まれていない人や、日本国籍を有しない人や、未成年者まで含まれており、現状の素案のままではまさに「誰でも市民」として定義されています。</p> <p>特筆すべき点として素案で定められている、市政に参加・参画する権利を有する事となる「市民」という定義に国籍条項が無いという事は民主主義の根幹にかかわる大問題であり、広く告知し徹底した審議を求められるべき事柄です。市政に参加・参画する権利を有する「市民」に外国籍の人を含めて定義するという事は、素案 第2章第4条1項において「門真市の自治の最高規範を有し」と定めている以上、自治体政府と「対等」な立場で「自治政治」に参政し関与できるという事になり、地方行政参加を認可するか否かで国民の間でもしばしば話題となり議論される事がある外国人参政権と呼ばれているものと実質上、まったく差がありません。参政権は国民固有の権利であり、20歳以上の成年に認められている権利でもありますから、外国籍の人や、未成年者、他市で暮らす人を「市民」として定義し市政への参加・参画する権利を与えるにあたっての根拠法が存在しませんので、憲法や法律に準拠する事なく条例を制定するとすると、それは憲法違反です。</p> <p>素案の第3章第7条の3項には「市民は(略)議会及び市役所に参加・参画する権利があります」と記されており、この素案における「市民」の定義が素案 第1章第2条1項の「市内で市民活動を行う人・団体及び事業所」と記されている以上、この素案が現状のままでは本条として施行されるとすると、多くの門真市住民は連署を持って条例の改廃請求をし、場合によっては合憲性の判断を司法に委ねなければならなくなります。立法の規範たるべき憲法についてさえ、その法解釈について国民の間で多様な見解が有り得ますが、少なくとも住民投票や市政への参加・参画の資格については公職選挙法に規定される有権者(日本国民で日本に在住する年齢満20年以上の者)に限定する事が最も公正ですので、公職選挙法に準拠し、この素案に当て嵌めた場合、条例における「市民」の定義は「日本国民で門真市に在住する年齢満20年以上の者」と定める事が住民の理解が得られる規定であると考えます。</p> <p>以上の事から合憲性を鑑みても市民の定義に国籍条項は必須です。</p>	<p>地方自治体の条例制定は、憲法や地方自治法、その他の法律等に反しない範囲で制定するものであり、本条例は、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりを進めるための基本的なルールを定めるものであります。</p> <p>そのため、市民の定義には、市内に在住、在勤、在学する人、市内で市民活動を行う団体等、幅広く協働によるまちづくりの主体となりうる人を含めております。しかしながら、本条例で市民の定義を広く行っているからといって、直ちに、本市における権利の行使にあたって、条例定義の市民すべてが、同じ権利行使ができるわけではありません。それぞれの行政サービスや権利行使に応じた法令や条例等に規定される範囲に限定されます。</p> <p>具体的な例では、市議会議員、市長の選挙権等は、公職選挙法等の法令に規定されており、本条例では規定していません。また、本条例が外国籍住民等への参政権を付与するものではありません。したがって、本条例における市民の定義について、他の権利等に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>また、協働を推進する上で、「狭義の住民」に限定するのではなく、幅広い人々と協働していくことが、本市のまちの発展に繋がると考えております。そのため、本条につきましては、そのままの表現とさせていただきます。</p>
2	第2条 第1号	<p>素案では例え門真市に住んでいなくても門真市で市民活動をしてさえいればその市民活動家を「市民」として定義付けされてしまう事になっています。しかし市内で市民活動を行う人という大きく目の粗い定義では、他府県からやってきた過激派やカルト団体なども市民活動と解釈する事ができてしまい、そうすると条例に則り堂々と「市民」として市政に介入する事が可能となりますから、定義付けが粗雑としか言いようがありません。これでは到底住民の理解が得られるとは思えませんので、せめて政治活動や宗教活動を主たる目的とするものは確実に限定されるべきです。いずれにせよやはり公職選挙法に準拠するような国籍条項を設けるべきです。そして少なくともこのような議論が広く住民の間でなされ、門真市住民を主体として判断されるべきです。</p>	<p>本条例の目的は第1条において、自治の確立及び市民福祉の増進を図ることとしております。したがって、この目的に反する行為を容認するものではありません。</p> <p>また、本条例に則した施行規則や要綱等の法令を定める予定であり、地域会議等の活動において、目的に反する行為、活動等は、一定の制限を設けるなど検討しています。</p>

	関連条項	意見の概要	意見等に対する考え方
3	第2条第1号	<p>市政への参加・参画の主体が市民だけでなく、市民活動家や地域活動団体、事業者なども素案に含まれていますから、門真市にやってきた日本国籍の有無を問わない活動団体が、選挙で選ばれた市議員や市長などと対等な立場で協働という免罪符をかざし、主体として市政に参画し、協働・協治するといった可能性の一切を素案より排除しなくてはなりません。</p>	<p>本条例では、市民、議会、市役所の役割と市民の参加、参画の方策等を規定しています。これらは、地方自治制度の間接民主主義を補完するものであり、本条例で定義した市民が、市議会議員や市長と同様の権利を行使できるものではなく、市政における政策の最終的な決定等については、これまで同様、二元代表制である市議会と市長の関係の中で行われるものです。</p>
4	第2条第2号	<p>素案 第1章第2条2号には事業所について「市内で事業活動を行う個人・法人」と定義されています。「市内に事業所のある」というような文言が一切含まれていない現状の素案では「事業所」の範囲があまりにも広すぎます。現状の素案ではいわゆる事務が行われる事務所や事業所がどこの国にありと門真市内で事業展開をしているというだけで門真市の市政に参加・参画できる権利を有する事になっています。</p> <p>労基法の定めにもあるように本来、事業所というものは主として場所的観念によって決定されるものです。「市内に事業所のある」というような限定をしなければ、例えば積極的な市政参加として住民投票やあるいは常設の住民投票などが行われた際、勤め先と住んでいる所とで投票権を2票も有するという事もあり得るわけですから、これはあきらかに違憲です。</p>	<p>本条例は協働のまちづくりに関するルールを定めるものです。協働のまちづくりの主体として、公益活動あるいは社会貢献を行うことが期待されますので、市内で事業活動を行う個人・法人を、本条例では事業所としております。</p> <p>なお、本条例には住民投票の規定はなく、本条例があるからといって、事業所の参政権の付与について規定するものではありません。</p>
5	第3条	<p>素案 第2章の第3条には「誰もが『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを引き継ぐために」とあります。「引き継ぐ」という文言を根拠として解釈するに「今現在、住みたいと思えるまちが形成されている状態で、それを引き継ぐ」つまり保守という条例解釈になります。しかしながら門真市自治基本条例制定検討委員会の(説明)の欄には同章同条の説明として「『住みたい』『住み続けたい』と思えるまちを形成していくことを宣言したものです」と記載されています。この説明は「形成していく」という文言を根拠として解釈するに「今現在、住みたいと思えるまちが形成されてはいないので、これから形成していく」つまり保守ではなく革新という解釈になります。条例を検討する立場の委員会さえ、保守と革新という相反する条例解釈になっています。この事からもこの条例はいくつかの二律背反が存在し、解釈の違いから多くの疑義を生じさせるものである事が予測され、またこの異なる解釈に妥当性を持たせる事は非常に困難であり、この施行前の条例自体に具体的妥当性をもつ解釈の尺度がない以上、不失正鵠なる条例解釈が極めて難しいと言わざるを得ません。</p>	<p>第3条の規定は、誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを、将来を担う子どもたちに引き継ぐことを示しており、そのために現在、本市は協働を軸とした施策を展開し、まちの発展に努めております。</p> <p>将来を担う子どもたちに引き継ぐということは、まちを日々発展させ、未来に向けて、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを形成していかなければなりません。したがって、ご指摘の保守や革新ということではなく、協働によるまちづくりを進め、まちを日々、発展させていくことを示しております。</p>

	関連 条項	意見の概要	意見等に対する考え方
6	第4条 第1項	<p>素案 第2章第4条1項には「この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し」と記載されています。なぜこの自治基本条例が最高規範となり得るのでしょうか、日本国憲法こそが最高規範でありそれに準拠して制定されたさまざまな法律には優劣などなく、優位性の設定などありません。またそれに基づいて作られたさまざまな条例に関しても当然ながら規範性に優劣などなくこの自治基本条例を最高規範とする事は法律上認められません。これではまるで憲法や法律以上の条例であるかのように解釈されてしまいますし、地方自治法の下に安定して守られてきた住民の権利を脅かす可能性すらあります。</p> <p>既存の条例や法律である地方自治法よりも上位におかなければいけない必然性がまったく感じられません。</p> <p>条例とは、地方公共団体が法令の範囲内で制定する法規となり、もちろん様々な法解釈により疑義を生むのは不可避ではありますが、国政の憲法より地方の自治条例が上位とされ最高規範性を有すると制定されるのは、地方自治法の安定性の崩壊につながりますし、あらゆる面で整合性が保てません。少なくとも門真市住民にきちんとした説明をし意見を募るべきです。</p> <p>市長の権限においても、国法で定められた地方自治法第2編第7章第2節第2款にある権限の第四百四十七条から第五百九条を根拠として安定して守られるべきです。条例の制定及び監査の請求も自治法において存分に守られるべきです。地方自治法より上位に条例が位置すれば門真市住民から選挙によって託された市長権限の軽視とも受け取られかねませんし、現在の素案はそのような条例解釈をする事が法的に可能となっています。</p> <p>日本国憲法第92条にあるように「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」べきです。この条例に門真市自治の最高規範性を持たせる事は正当性がなく妥当性のないものだと考えます。また根拠法がない限りこの条例に門真市自治の最高規範性を持たせる事もまた違法です。</p> <p>このようにこの条例は、地方行政に直接関与し政治的影響を与えることが解釈上可能であり、市民税納付などの義務を負う事なく「市民」という権利だけを安易に与える事になりますので、かなりの改正をしていただかない限り、最高規範性はもちろん条例そのものも認められるわけには参りません。</p> <p>自治体に対する義務と責任を同等に負っていない人の政治参画など制限されて然るべきものだと考えます。</p> <p>極めて違憲性が高い問題点が数多く含まれ、またそれらの問題点が門真市住民に周知徹底されているとは到底思えません。少なくとも市民説明会ではこれらの重篤な問題点や違法性に関する説明はありませんでした。このまま住民への正確な説明がなく、集まった極少数の住民にメリットだけを説明し、デメリットについては一切の説明が欠落した状況下で、この自治基本条例がまったくの無批判で、さほど問題視される事もなく制定されていくとしたら、それは我々門真市住民は言うに及ばず、地方自治にとっても大きな危険を孕む事となります。</p> <p>条例に最高規範性を定めてしまうような根拠法などはありませんから、万が一にも素案のまま改正される事なく最高規範を有するとすれば、住民としてそれは違法であると声を挙げ連署を募り改廃請求をせざるを得ません。</p>	<p>地方自治体の条例制定は、憲法や地方自治法、その他の法律等に反しない範囲で制定するものであり、また、自治体の条例において、本来、法的な上下関係はありません。しかしながら、本条例で自治の最高規範性を掲げているのは、自治やまちづくり、協働の推進において、今後、様々な条例等や施策を展開していく中において、本条例全般にかかる条項を常に意識し、尊重して進めていく重要性を明確にするためであります。</p> <p>本条例の第4条は、市民、議会、市役所等の協働によるまちづくりに関わる主体が本条例を守り育てていくことで、最高規範としての性格を有することになるということを示しており、もちろん、憲法や法令、他の条例よりも優位になることを示している訳ではありません。</p>

	関連条項	意見の概要	意見等に対する考え方
7	第5条第2号	『協働』を力説されるなら、補助金を出すだけでなく、指導も相談援助してほしいです。市民や住民に『協働によるまちづくり』を強調されるのであれば、まず、役所自らが見本を見せてほしいです。	本条例は協働によるまちづくりの基本的なルールを定めるものです。市民、議会及び市役所それぞれの主体的な役割分担を明確にし、協働によるまちづくりの基本原則に基づいて取り組んでいくことが重要であると考えております。指導や相談支援につきましては、第16条地域会議の推進において、市民活動に対する支援を明記しております。具体の支援内容等につきましては、施行規則や要綱等で明らかにする予定で検討しております。また、最終的には、実施計画や予算に具体的に反映させていきます。また、議会につきましては、様々な方法で市民の声や意見を把握されていると考えておりますが、本条例は理念条例であり、具体的にさらなる意見の聴取方法を記述するものではありません。本条例を制定することで、市役所の役割も一層明確化しようとするものであり、市の責務を市民に代行させるといった考えはありません。むしろ、市役所が地域と一層かかわりを持ち、支援できるよう役割を強化しようとするものであります。
8	第5条第2号	市議会議員が日常活動のなかでどれだけ市民の声や意見を収集しているのか、議会の課題について事前に徹底した市場調査をどのような形で具体的に実施するのかを明記してもらいたい。市役所が本来やるべきことを自治会や市民を利用して代行させるようなやり方はやめてもらいたい。市の職員や議員がなすべきことは何かを原点に戻って考えていただきたい。	
9	第6条第1項	総合計画策定に当たり、どれだけ地域住民の意見や要望等を聴取したか。市民の意見や自治会の意見聴取をおこなわず市役所(市政の一部役員や代表)が自分の立場だけで案を思いのまま勝手に企画作成し、市民に押し付け、実施を義務付けることは、市民にとっては納得がいくものではない。もっと事前に具体的な案を市民に提示公開して市民の声を十分に尊重するかたちで方策をとり責任ある政策を決定実施してもらいたい。	総合計画の策定にあたっては、公募市民による「門真未来会議」や市内の小中学生による「門真の未来子ども会議」、市民、学識経験者による「門真市総合計画審議会」等の意見を聴取した上で、「総合計画策定委員会」において総合計画原案を策定しております。その後、原案について、パブリックコメントを実施しており、事前に具体的な案について、提示公開したものと考えております。本条例は、一層、市民の声を市政に反映させていこうという趣旨を明確にするためでもあり、ご指摘の内容につきましては、あらゆる分野で引き続き、努力して参ります。
10	第6条第3項	総合計画自体の策定にあたり、十分な市民の声を反映し、その結果を踏まえて市議会で徹底した審議を経た後、市民に最終案を具体的報告し、慎重に実施行動をとってもらいたい。	
11	第6条第4項	市民の意見、声を重視し市政運営は厳正に行ってもらいたい。	本条例は、協働によるまちづくりの基本原則に、市民、議会及び市役所が情報共有することを示しております。この基本原則に基づき、積極的な情報公開を行い、市民の意見を市政運営に反映させていきたいと考えております。
12	第9条第1項 ・ 第11条第2項	市役所や議会は、市民への積極的な情報の発信を理由に自治会や市民にとっては不必要と思われるような無駄な資料(たとえば特定業者や行政機関の一方的な資料など)が自治会を通じて配布されている場合が散見される。手間と費用を考えると実に無駄な仕事である。情報発信には行政の無駄は徹底して排除していただくとともに住民主体の自治会組織を行政機関の一環のように考え、利用したり業務代行をさせたりするようなことは慎んでもらいたい。	自治会等の地縁団体は住民主体の任意の組織であり、行政機関の一環とは認識しておりません。しかし、行政情報の周知について、広報やホームページのみならず、自治会等を通じて回覧していただくことは、非常に効果があると考えております。これまで、自治会等の多大なご協力を得て行政情報の周知に努めてまいりました。本条例は協働によるまちづくりの基本原則に、市民、議会及び市役所が情報共有することを示しており、その実現に向け、今後とも自治会等にご協力いただきたいと考えております。

	関連条項	意見の概要	意見等に対する考え方
13	第9条・第10条	議会の責任を遂行し研鑽に努めるという以前に、議員は、市民のために何をなすべきかを考え、「市民の声を市政に反映し、市民と一体となって正しい情勢判断に努めること」といった条項を是非条例の中に追加条項として盛り込んでもらいたい。	第9条第2項において、「広く市民の声を議会運営に反映させるとともに」という文言があり、ご指摘の点については、その趣旨が反映された条文となっているので、そのままの表現にさせていただきます。
14	第12条	市の職員については、「各部署の職員の専門知識や社会情勢の変革に対応できるだけの業務上の社会常識をわかまえ、市民の要請に的確に対応できるよう徹底した自己研鑽と行政機関としての基礎研修、専門研修を受けるよう義務付けすること」のような内容を条例の中に盛り込んでもらいたい。日常、窓口で一般職員や課長職の中でも市民の質問に的確な回答や説明ができない人に出会うことが多い。	第11条第4項において、「市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織力を高め、職員の人材育成に努めます。」としております。また、第12条第1項においては、「職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため自己研鑽に努めます。」としております。 本市では、職員の能力向上に向けて、日々、人材育成等に努めておりますが、より一層、全職員一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。
15	第16条	第2項で「市役所は地域会議の設立及び活動を支援する」との内容について、第3項で「地域会議の支援の方法は別途定める」と曖昧な表現になっている。まず、地域会議名やその活動内容を具体的に明確に示してもらいたい。行政として屋上屋を作るような無駄がないよう厳正に検討審査してもらいたい。(たとえば赤十字奉仕事業団など実益のない組織や市民が独自でもできる趣味や運動のための行政の委員会や活動のための組織づくりは無用)また、市民が不必要と思えるような組織活動に対して市民の税金や補助金の形で一部の利益擁護のため支援活動を行うようなことが絶対にならないよう厳重に注意を払っていただきたい。議会や組織に対する支援の条件、内容、活動実績について明確な基準を条例の中に設け、市民が納得のいくかたちで運営してもらいたい。	第16条の地域会議は、地域の課題を解決するため、地域の人々により設置いただくものです。従いまして、その会議の名称や活動内容については、一定の基準を提示いたしますが、地域の市民の意見に基づき決めるものと考えております。 本市としましては、地域会議の組織構成や活動について、地域の人々と十分に協議し、施行規則や要綱等を定め、具体の支援方法を定めていきます。 また、地域会議では、子育てや教育の問題について、その課題や解決策等の議論も部会等を設置し、大に行っていただきたいと考えております。話にくい場合もあろうかと思いますが、そういった場合の創意工夫も行いながら、地域みんなの問題として取り組めるよう市役所も支援してまいります。 不登校への支援につきましては、教育委員会において、様々な支援を行っておりますが、引き続き、一層取り組んでまいります。 なお、現市政になってから、地域での補助金等の見直しも含め、行財政改革で200億円以上の効果額を出しており、引き続き、全事業の評価を行いながら、効率的な行財政運営を実現するため、改革を推進してまいります。
16	第16条	昨年近くに引っ越してきた住民の方の長男・長女が中学校不登校です。こういう子ども達について、「小学校区地域会議」で、誰が意見を出せるのでしょうか。皆全員が「なんとかせねば・・・」と行動できるのでしょうか。イメージ湧きません。むしろ否定的な意見が出るような気がします。(例.民生委員)やはり、役所なり、教育委員会がもう少し動いてほしいです。	

	関連条項	意見の概要	意見等に対する考え方
17	第16条	<p>今回の門真市自治基本条例の第16条にある自治会を作る範囲として、小学校区で区切っていることに意見があります。</p> <p>私の住んでいる場所は、小学校は鶴見区の茨田北小学校に通えることになっており、現在の自治会は、会長さんが住んでいる私たちが住みやすいように、子ども会や・地藏盆・夏祭りなど、すぐとなりの鶴見区の自治会と一緒にすごせるようたくさんのご配慮頂き、小学校区になっても近所の友達と過ごせると安心していました。</p> <p>また、洪水や地震のときの避難場所もすぐとなりの茨田北中学に避難できるように、働きかけて頂きました。しかし、今回の区切りだと、二島小学校の校区の範囲に入ってしまうようだと聞きました。</p> <p>『地域自治の根底は自治会が主流であり、自治会への期待は高いものがあります』という素案の文章からいうと、私たちの地域は、中央環状線より鶴見区側にあるので、二島小学校区の方となかなか出会うこともありませんし、地域での問題やこうしたいという考えが、一致しないと思います。</p> <p>茨田北小学校に通う地域は、別に自治会を作れるようにして頂いた方が、地域自治がうまくいくように思います。また、避難場所が自治会内で違う場所となると、混乱も起こると思うので、蕪島荘園自治会は、このまま存続できるようにお願いします。</p>	<p>自治会等の地縁団体は住民主体の任意の組織であり、その組織の結成区域について、市が定義したり、干渉することはありません。第16条の地域会議は、自治会だけではその解決が難しい課題等について、一定の区域内の多様な人が参画し、知恵を出し合い、その課題解決を図るものとして、地域内の人々等により設置いただくものです。</p> <p>したがって、現在の通学区域や避難所区域とは趣旨が異なるものであると考えております。小学校区の考え方につきましては、一般的な子どもから高齢者までの日常生活圏域は、小学校区に近いものが望ましいと考えています。現に、地域活動の多くも小学校区単位で取り組まれている事が多々あります。とはいえ、地域によっては、小学校区のみで縛ることがふさわしくない場合も今後想定されます。そのために、地域での話し合いで決まっていくと考えられますが、要綱等の策定にあつては、「原則として小学校区」という規定の考え方で検討しています。</p>
18	第16条	<p>門真市総合政策部公民協働課が作成された市民説明会用の資料には「身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域」という条文が「小学校区単位を原則として」と条例解釈されています。</p> <p>果たして小学校区単位の区割りが「身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域」となり得るのでしょうか。実際には共有できる共通課題も少ないので根拠が希薄に思えてなりません。</p> <p>最寄りの小学校と言えど住居から徒歩で30分といった時間を要する住民もいます。中央環状線や第二京阪道路や河川などに大きく分断されていて、とても「身近な共同体意識の形成」が可能だとは思えない地域にも住民はいます。広く住民の暮らしを斟酌し定めるべきです。</p> <p>無論、小学校区単位という解釈は原則であるとされていますので必ずしも小学校区単位にはならないものだと強く信じおります。地域会議という新しい仕組みが活性化するかどうかの要諦は区割りに掛かっていると云えます。細やかな配慮をもってそれぞれの地域性に沿った住民目線での区割りこそが地域会議への積極的な住民参加を促す第一歩であると考えます。</p>	

	関連 条項	意見の概要	意見等に対する考え方
19	第17条	設置の必要なし。市役所関係各部署の職務として日常業務を通じて推進すればよい。	本市としましては、第5次総合計画において、協働を軸としたまちづくりを進めることとしております。 その基本的なルールを定めるものが、本条例ではありますが、協働の推進状況等について、市民等の意見等を聴取し、本条例の実行性を高めていく必要があります。そのため、門真市自治基本条例推進委員会を設置しますので、本条については、そのままの表現とさせていただきます。
20	第17条	<p>門真市自治基本条例には今後運用されるにあたり、「別に定める」といった備考の類が付される事が想定されるかと思われます。第7章第17条には門真市自治基本条例推進委員会が「本条例の見直し等について検討し、改正が必要となった場合は市役所に提言をします」と記載され、提言されたものがどのようなプロセスを経る事になるのかが記されていないので、備考など注釈の類がどのような扱いになるのか、慎重な審議が行われるのかなど、この条例の文言だけではとても不明瞭に感じられます。</p> <p>実際に他県他都市の同様の条例において、「条例」そのものは委員会などの審議機関を通し、しかしながら「備考」と称する注釈の類は審議機関を通されず、また市民に変更や追記が知らされる事もなく定められてしまっているという事案が見受けられます。こういった他地域の前例を鑑みるまでもなく条例化するのであれば細やかに明記しなくてはなりませんし、備考など注釈の類であっても条例に大きな変化を及ぼす可能性を有する以上、条例改正同様の規定がなされるべきであると提言させていただきたいと思います。</p> <p>また早急に、厳密なる合憲性のチェックを行い、少しでも法的根拠の希薄な条例は改正し、または排除し、加えて行政サイドの市民説明における条例解釈の相違を是正の上、常に条例に照らした誠実な解釈のもと具体的な運用の指針を示し、これまでにない広がりを持って市民への広報をしていただきたいと思います。</p>	<p>第17条の門真市自治基本条例推進委員会からの提言があった場合は、市として、改正の必要性について、慎重に検討して参ります。本条例は、理念条例であり、詳細を規定するものではありませんので、この条項の詳細は、施行規則を定め、その中で詳細に規定していく予定であります。</p> <p>また、改正が必要な場合につきましては、地方自治法が定める所により、条例改正を行います。</p>
21	その他	<p>門真市に住んでいない者や、日本国籍を持たない者まで市民に含めて、門真市に住む人々と同等の参政の権利を付与してしまう事は、本来の有権者である住民の権利を著しく侵害する事になり、国民主権と議会制民主主義を根底から覆す事にも繋がりがかねません。</p> <p>もし市民や議会や市役所といった各権利主体が協働という対等な立場で市政に参加するのであれば、もはや議会の存在意義がありません。選挙によって市民の支持を得て選出されたのですからある程度の優位性が保たれなければ選挙をする意味すら損なわれてしまいます。</p> <p>そもそも本来は、市議会こそが住民の声を吸い上げ「地域会議」の役割を担う言論の府であるはずで、</p> <p>なぜ、わざわざ新しく地域会議を設けるのか、また自治基本条例の中身についても、門真市住民に十分な周知がなされているとは思えません。</p> <p>条例では「市民」の市政への参加・参画が規定されており、選挙で市長や議員といった住民の代表を選び、その代表に統治行為を委任する代表民主制ではなく、「市民」の直接的な政治参加、つまり直接民主制という事になります。そのような政治形態を自治体が条例で勝手に定めてしまう事は当然ながら憲法違反です。</p>	<p>回答1で述べたとおり、本条例は、参政権を規定するものではありません。</p> <p>また、協働とは、協働に携わる各主体が解決すべき課題を共有し、役割分担し、相互に補完し協力することであり、本条例はその中での各主体の対等を示しております。</p> <p>したがって、議会の存在意義に関わるものではありません。地域会議につきましては、地域の課題に対し、市役所だけではなく、地域に関わるあらゆる人が知恵を出し合い、課題解決を図る場として考えておりますので、議会とは役割が異なるものであります。</p>

	関連 条項	意見の概要	意見等に対する考え方
22	その他	<p>素案説明会にしても同じ事が言えます。私どもの小学校区だけが異常に参加者が少なかったのでしょうか？ 広い体育館に50人にも満たないような参加者の間で説明会が行われ、それらを持って門真市民みんなが共有すべき自治基本条例の制定と言えるのでしょうか。理想を言えば門真市の全有権者が参加し終えるまで説明会を開催し続けるべきで、その理想を目標とし、そのような意気込みで市民への周知を徹底すべきです。「説明会を開催したからいい」「公示したからいい」「見ていない市民に責任がある」「参加しない市民の問題」というのは市政のあり方として大きな謬見であると考えます。</p>	<p>本条例素案については、市の広報紙及びホームページに掲載するとともに、地域FMラジオである「FM-HANAKO」での周知や自治会等のご協力のもと、住民への回覧をさせていただいております。</p> <p>説明会につきましては、全小学校で開催するなど、今後の本市の市政運営の根幹ともなる重要な条例であるだけに、きめ細かく対応してまいりました。また、地域の地縁団体をはじめとして、目的別の団体に対しても2度3度と説明してまいりました。</p> <p>周知方法につきましては、現在、市で考え得る最大限の努力をして参りましたが、今後とも協働によるまちづくりを進めるため、本条例のめざす協働によるまちづくりの基本理念が、広く市民の皆様浸透するよう努めて参ります。</p>
23	その他	<p>自治基本条例の制定について多くの門真市住民が興味を示しておらず、住民が制定を望んでいるという根拠がなく、条例の重要性を周知する媒体が広報誌と市のサイトやチラシだけでは足りていないという事を如実に物語っている。</p>	
24	その他	<p>この素案は違法です。 早急に素案の改正、あるいは素案の白紙撤回を門真市在住の市民として強く要望します。</p> <p>現状での素案と、その制定のプロセスは門真市が掲げる「市民が主体となってまちづくり」の本来の意味を根底から覆す事になりかねません。</p> <p>万が一にもこの素案がそのまま本案となり制定されてしまった場合、園部市長が年始に仰っておられた「市民に寄り添う市政」の「市民」とはいったい誰の事なのか、門真市住民の事ではなかったのかと考えざるを得なくなってしまいます。</p>	<p>これまで回答してきたとおり、本条例は、憲法や法令等に反しないものであり、違法ではないと認識しております。</p>

	関連 条項	意見の概要	意見等に対する考え方
25	その他	<p>今までにない広報の考案、実施を求めます。敢えて則るのならば素案の第2章第5条1項にある「情報を公開・共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします」を根拠とし、(説明)に記載されている「情報共有を推進し、施策や事業の計画、実施、評価及び改善に主体的に市民が参加・参画できるようにしなければなりません」という条例解釈に基づき、今までにない新しい情報共有の仕組みや、市民参加や市民参画に関しての具体的な参加者数の目標などを設定し、12万人都市に見合った正常な参加者数の確保、及び動員増加の並々ならぬ行政努力を強く要望します。</p> <p>素案説明会で配布された資料にある 素案 第16条の(説明)には「一定の地域を範囲とした地域の共通課題を整理し解決の為の意思決定や事業実施を推進する」と記載されていますが、現状からの大きな脱却を図らない限り、今後行われるであろう地域会議というものが、少なくとも12万人都市として満足のいく参加人数で運営され、地域の共通課題を正常に整理し、これまでにない深度と速度で解決されていくような意義のある会議に結実するとは到底思えません。</p>	<p>ご指摘の「今までにない広報の考案・実施」につきまして、現在本市では、市政情報を発信する方法として、広報紙やホームページへの掲載を行うとともに、自治会等のご協力のもと、住民への回覧をいただいております。</p> <p>本市に関わる一人でも多くの方に、市政情報を発信していくため、本条例第5条第1号にある「情報共有」の仕組みにつきまして、今後ともより良い方法を検討して参りたいと考えております。</p> <p>また、地域会議につきましては、地域に関わる人により設置いただくものですが、市として、設置や活動を支援し、多くの人に参加いただけるものとしていかなければならないと考えております。</p>
26	その他	<p>「市民」による協働という名の直接的な政治参加で市政が運営されていくとなると、時間に余裕のある人だけが得をするというような非常に不平等な市政運営となってしまいかねません。そのような事を門真市の住民が望んでいるとは到底思えませんし、法的秩序を乱す以外の何者でもないと言えます。</p>	<p>「協働」とは、協働に携わる各主体が解決すべき課題を共有し、役割を分担し、相互に補完し、協力することであり、直接的な政治参加を意味するものではありません。また、協働によるまちづくりを進めることは、地域に関わる多様な人々の協力・連携により地域の課題解決を図ることであり、市は常に、第11条に掲げておりますように、公平公正な行政運営を行うことが責務であると認識しておりますので、時間に余裕のある人だけが得をするような不平等な市政運営になるとは考えておりません。</p>